

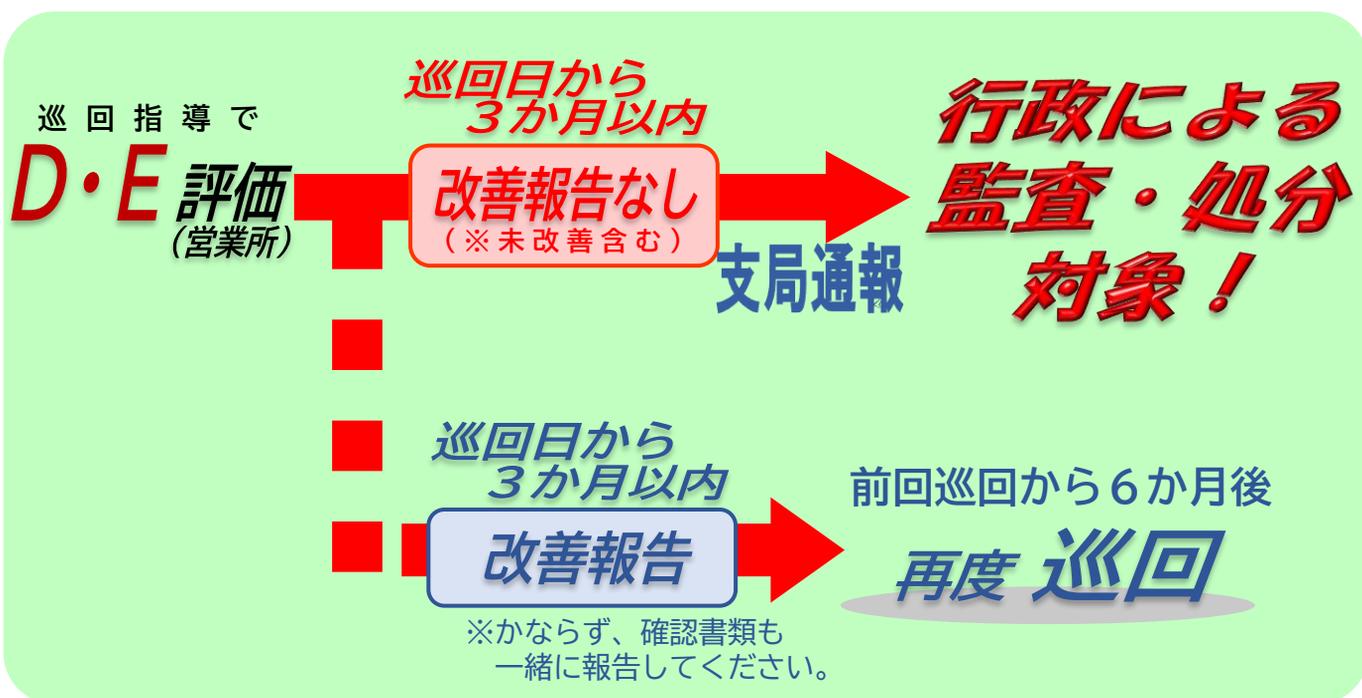
適正化事業部からのお知らせ

令和5年4月1日以降の

巡回指導 D・E 評価で

3か月以内に改善報告がないと

『監査・処分』対象です！



改善報告は、改善ができたものからで構わないので
期日までのご報告をお願いします。

<適正化事業部>

☎06-6965-4024

<適正化事業部 南部事務所>

☎072-260-9402